

平成20年5月19日
国土交通省

1. 建築士法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 概要

建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行期日は平成二十年十一月二十八日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年五月二十八日とする。

2. 建築士法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令案 概要

建築士法等の一部を改正する法律の施行に伴い、構造設計一級建築士証の交付手数料及び一括下請負の禁止の対象となる多数の者が利用する施設に関する重要な建設工事を定める等の改正を行う。

1 建築士法施行令の一部改正

- (1) 一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の書換え交付又は再交付の際の手数料の額を五千九百円とするものとする。
- (2) 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の際の手数料の額を一万四千三百円とし、書換え交付又は再交付の際の手数料の額を五千九百円とするものとする。
- (3) 中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料の額を一万九千二百円とするものとする。
- (4) 一級建築士試験の受験手数料の額を一万九千七百円とするものとする。
- (5) 登録講習機関の登録の有効期間を五年とするものとする。
- (6) その設計等の業務が再委託の制限の対象となる多数の者が利用する建築物を共同住宅とし、当該建築物の規模を階数が三以上で、かつ、床面積の合計が千平方メートル以上とするものとする。
- (7) その他所要の改正を行うものとする。

2 建設業法施行令の一部改正

- (1) 一括下請負の禁止の対象となる重要な建設工事として、共同住宅を新築する建設工事を定めるものとする。
- (2) 専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事の種類について所要の規定を整備するものとする。
- (3) その他所要の改正を行うものとする。

3 その他

- (1) この政令は、建築士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。
- (2) この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。
- (3) 建築士法等の一部を改正する法律附則第三条第十二項の政令で定める日は、平成二十一年五月二十七日とするものとする。

3. 今後の予定

閣議 平成20年5月20日（火）
公布 平成20年5月23日（金）

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 宿本
03-5253-8111（内線39-516）
03-5253-8513（直通）

総合政策局建設業課 企画専門官 須藤
03-5253-8111（内線24-753）
03-5253-8277（直通）

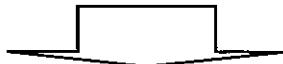
建設業法の一部改正について

構造計算書偽装事件を契機として揺らいでいる国民の建設業に対する信頼を回復するため、建設業法の改正を含む「建築士法等の一部を改正する法律」が平成18年12月20日に公布され、平成20年11月28日に施行されることとなった。主な改正内容は以下のとおり。

改正内容

1. 一括下請負の全面禁止

現行：公共工事については、一括下請負は全面的に禁止。民間工事については、発注者の事前の書面承諾があれば一括下請負は可能。

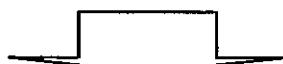


改正後：公共工事のほか、民間工事においても「多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」について、発注者の書面による承諾がある場合についても、一括下請負が禁止。

※建設業法施行令の改正において、対象となる工事を「共同住宅を新築する建設工事」と規定。

2. 技術者の資質を向上させるための監理技術者制度の拡充

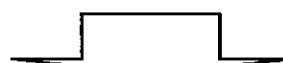
現行：公共工事で工事現場ごとに、専任の監理技術者が必要な工事については、監理技術者資格者証の携帯と監理技術者資格者講習の受講が必要。



改正後： 公共工事のほか、監理技術者の専任を要する民間工事についても対象。

3. 営業に関する図書の保存

現行：営業所ごとに請け負った工事の名称等を記載した帳簿を保存することが必要。



改正後：帳簿のほか、新たに営業に関する図書で国土交通省令で定めるものが保存義務の対象。

※建設業法施行規則の改正において、対象となる図書を竣工図、発注者との協議記録及び施工体系図と規定する予定。

※スケジュール

○関連政令を5月20日閣議決定、5月23日公布。

○11月28日施行。